

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等に関する実施方針

令和2年2月12日

令和2年12月18日改正

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

科学技術イノベーションを支える人材力を強化するためには、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが重要である。

科学技術イノベーションを担うのは「人」であり、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国において若年人口の減少が進んでいる中、博士課程進学者が減少傾向にあるなど、将来各分野において優秀な研究者の確保が困難になることが予想される。こういった情勢の中、科学技術イノベーション人材の質の向上、能力の発揮が一層重要になってきており、競争的研究費においても若手研究者の育成・活躍促進の観点から制度改革の推進が求められている。本件は若手研究者の研究能力を高め、優れた若手研究者に対して、競争的研究費において雇用されつつ独立した自由な研究環境の下での活躍を推進するものである。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を実施することにより、若手自身の能力向上のみならず、元々のプロジェクトの発展への寄与、研究ネットワークの拡大、将来の不安の解消によるモチベーションの向上、キャリアパスとしてプロジェクトが位置付けられ、優秀な人材の確保に繋がる。こうして当該分野の若手研究者を育成、確保することは、雇用元のプロジェクトひいては我が国の研究全体の発展に資するものである。

2. 実施の概要

競争的研究費で雇用されている若手研究者は、当該プロジェクトに従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該プロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっている。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、各競争的研究費制度の目的等に人材育成が含まれる旨を明記し、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能

とする。

なお、適用に当たっては、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援することとする。

3. 対象制度

競争的研究費における各制度とする。

4. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （１）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの PI 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- （２）40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）
- （３）研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （２）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- （３）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

6. 従事できる業務内容

上記 5 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

7. 実施方法

本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施方法については、以下のとおりとする。

（１）公募要領等の記載

各競争的研究費制度の公募要領等において、各制度の目的等に人材育成が含まれる旨とともに、本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能である旨を記載する。

(2) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(3) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

なお、配分機関の求めに応じ、PI 等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載する。

(4) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(5) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

8. 配分機関による対応

配分機関は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができる。

9. フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、公表するとともに、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

10. 関係法令との関係

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用される競争的研究費において、本方針に基づく若手研究者の自発的な研究活動等を実施することについては、同法第 11 条により制限される他の用途への使用には当たらない。

11. その他

本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等で対応することとする。

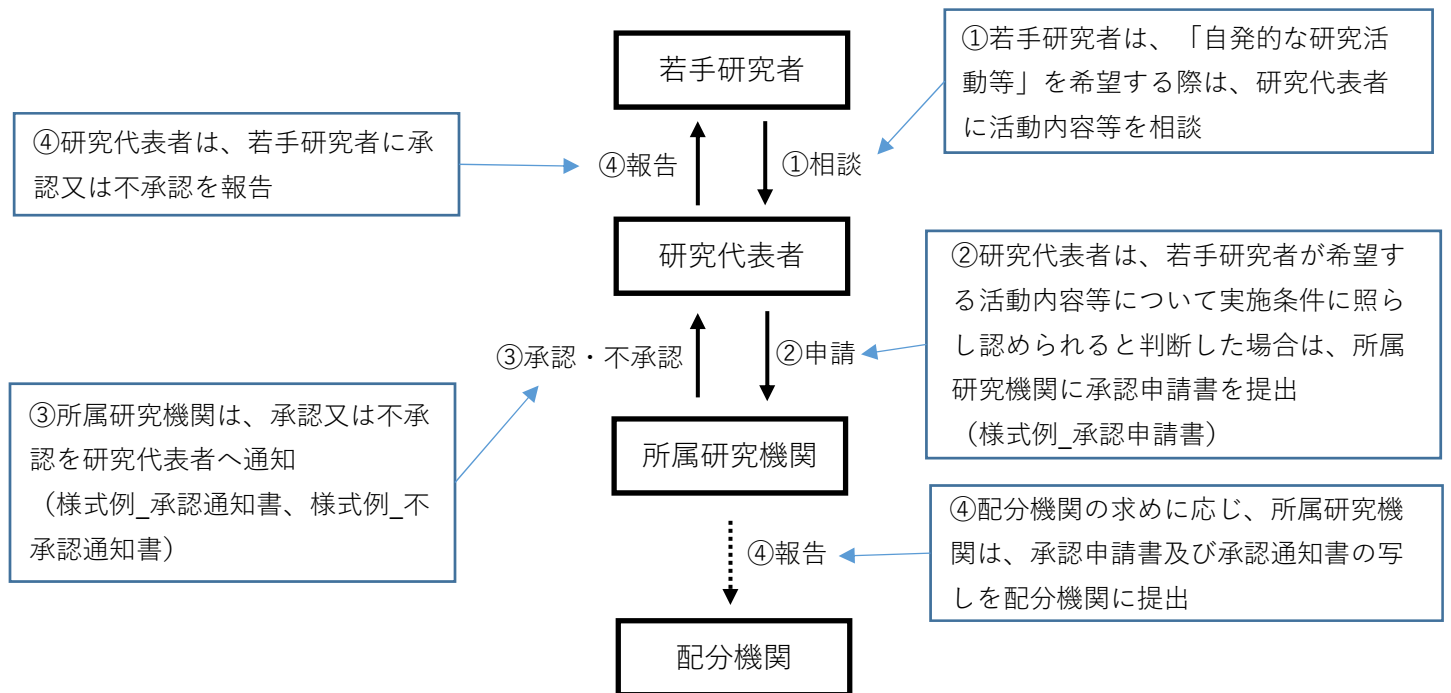
12. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降、新たに公募するものから適用する。ただし、各配分機関の判断により、令和元年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和2年度以降適用することを可能とする。

以上

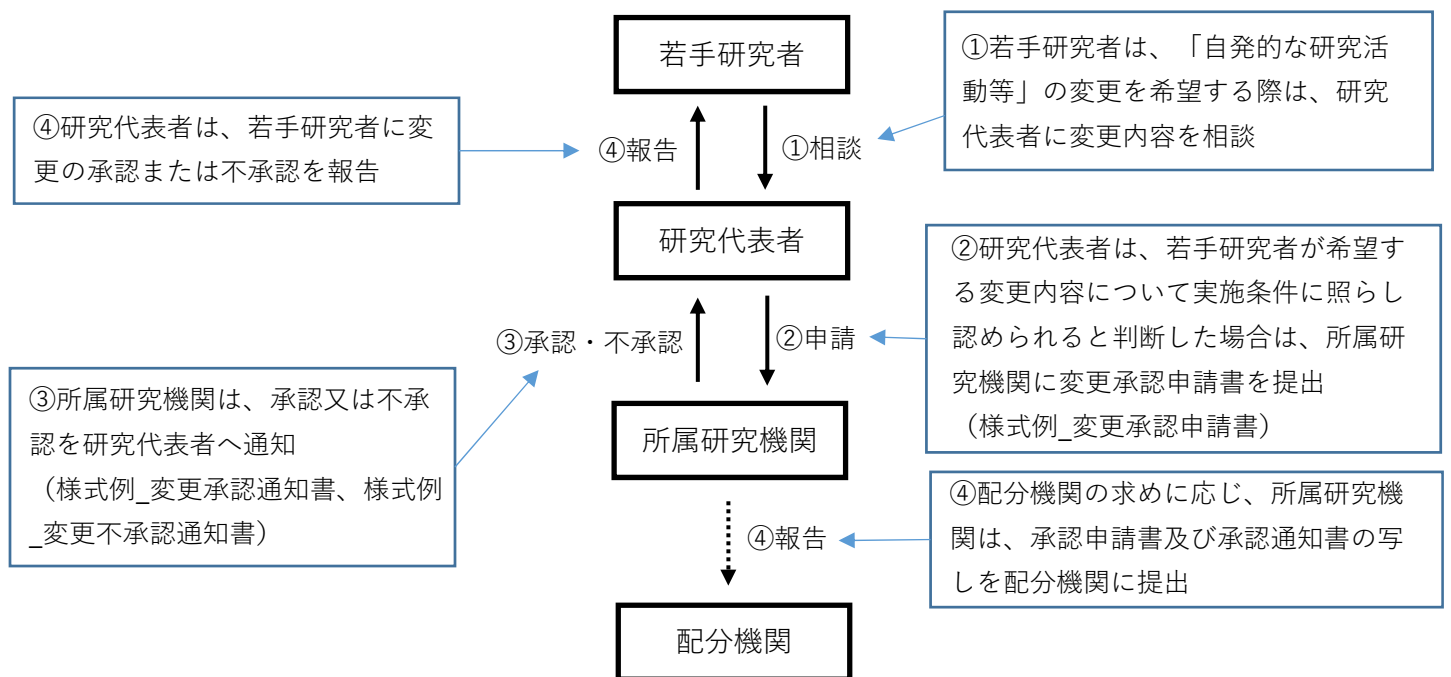
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



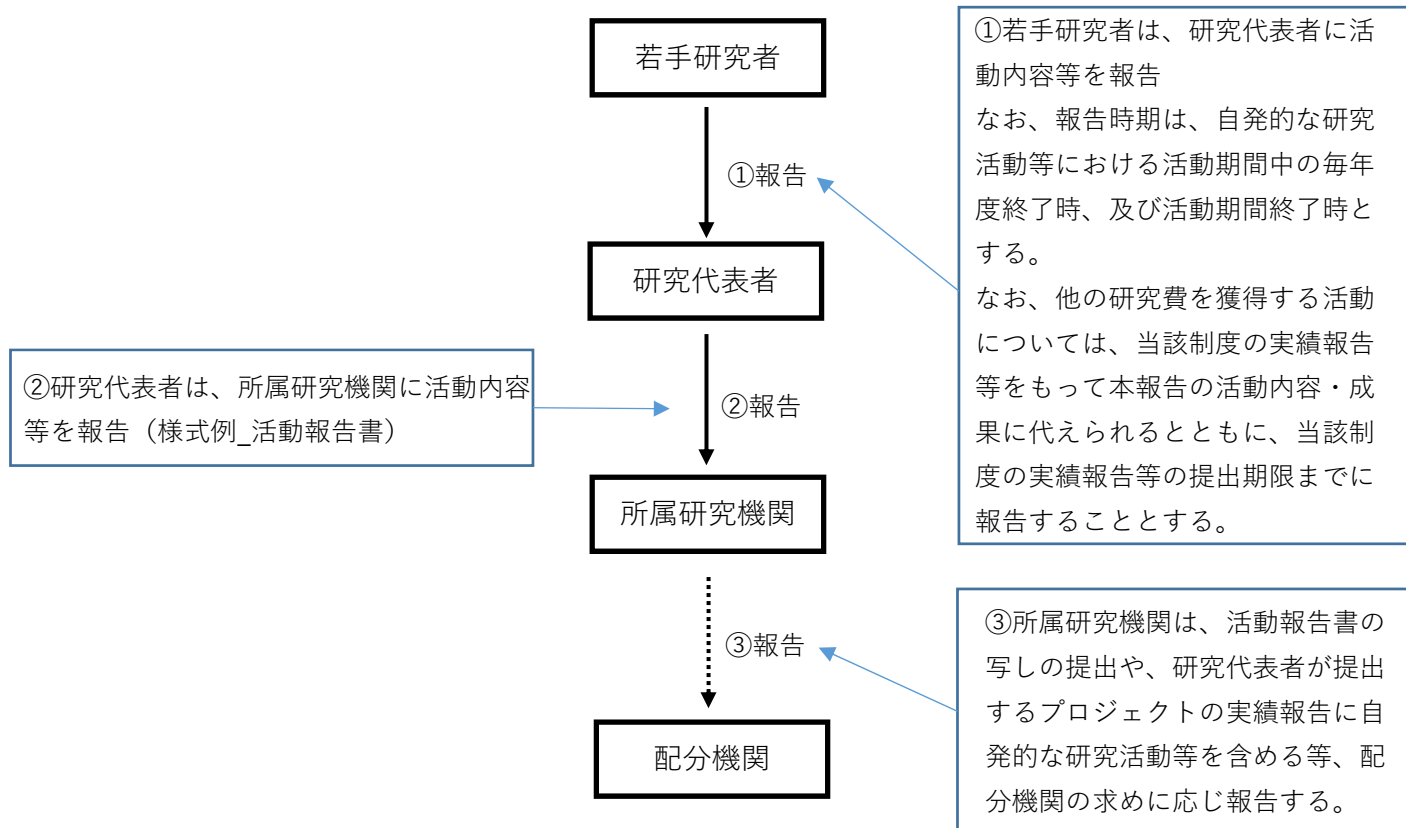
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



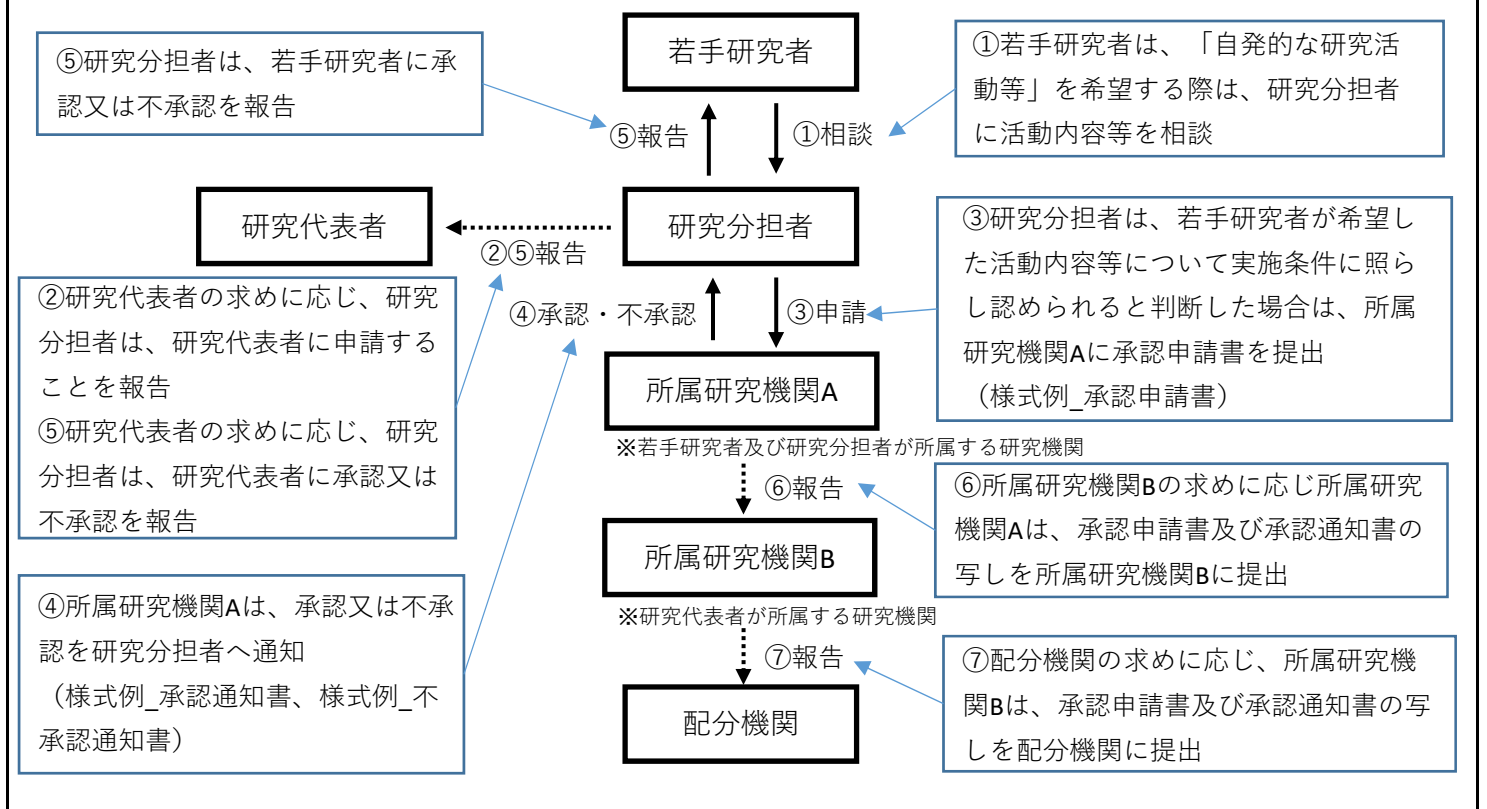
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



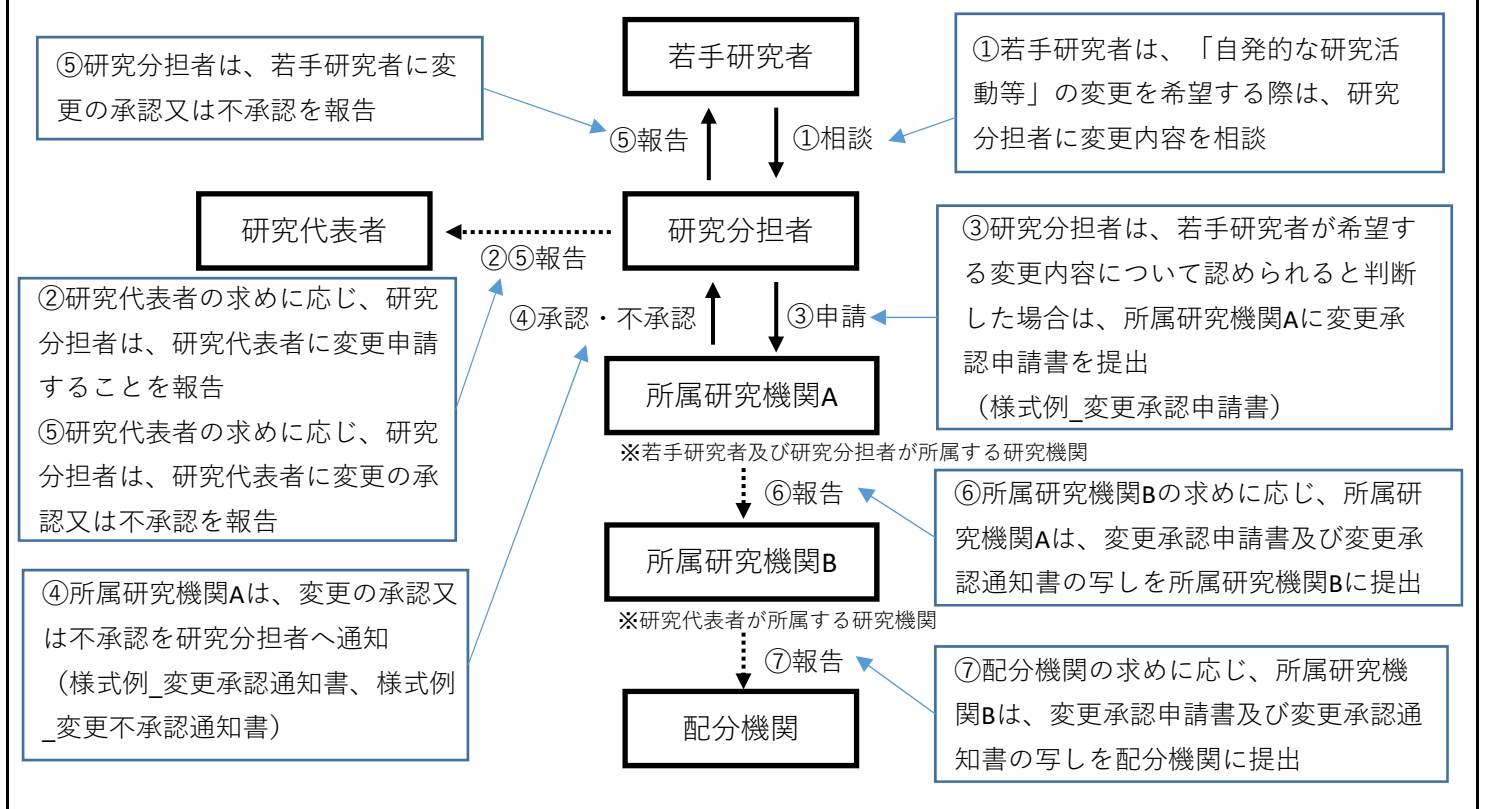
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



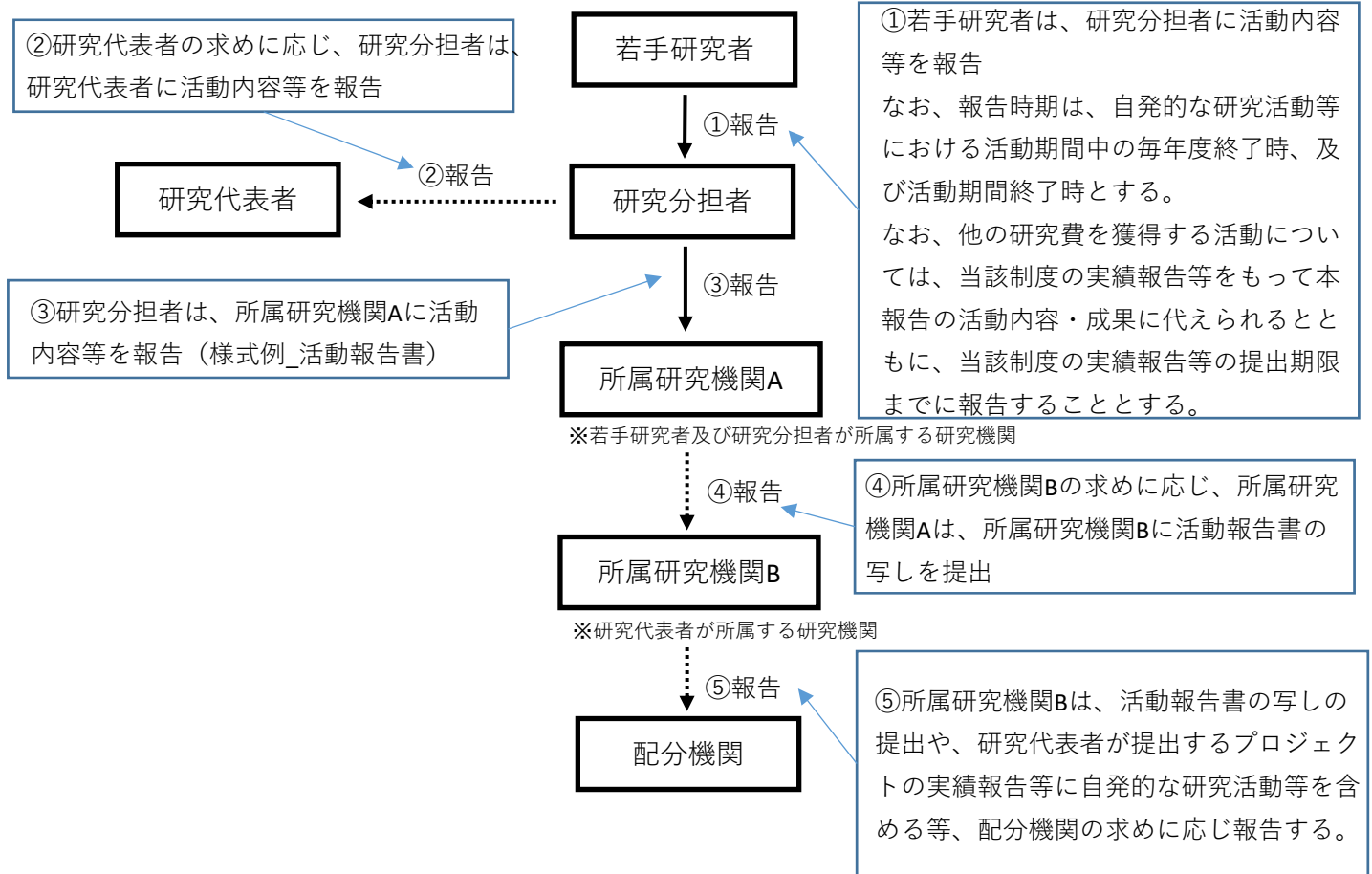
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



所属研究機関 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	〇〇プロジェクト
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	〇〇 〇〇
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	〇% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
金 額 (年度ごとに記載)	〇〇円(〇年度: 〇〇円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容	(例) 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、〇〇〇・・・
本プロジェクト との関連性	〇〇〇・・・
自発的研究活動等 のエフォート	〇%

※1 若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。

※2 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

様式例_承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

様式例_不承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等不承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由
○○・・・

所属研究機関 殿

プロジェクト名：
研 究 代 表 者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等変更承認申請書

○年○月○日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

1. 変更理由

○○○・・・

2. 変更後の活動内容

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活 動 期 間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○ ○○
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	○% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事を 100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を 記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活 動 名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活 動 期 間	○年○月○日から○年○月○日まで
金 額 (年度ごとに記載)	○○円(○年度:○○円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活 動 内 容	(例) ○月○日付けで承認された活動について以下のとおり変更したい。 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C) に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクト との関連性	○○○・・・
自発的研究活動等 のエフォート	○%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載する。

様式例_変更承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等変更承認通知書

○年○月○日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、承認します。

様式例_変更不承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等変更不承認通知書

○年○月○日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由
○○・・・

様式例_活動報告書

年 月 日

所属研究機関 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等活動報告書

○年○月○日で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活 動 期 間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○ ○○
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	○% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活 動 名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活 動 期 間	○年○月○日から○年○月○日まで
金 額 (年度ごとに記載)	○○円(○年度:○○円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容・成果 (本プロジェクトとの関連性については後述)	(自発的な研究活動等の成果) ○○○・・・ ※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本プロジェクト との関連性	○○○・・・
自発的研究活動等 のエフォート	○%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針について F A Q（令和3年8月6日）

※赤字：追加・内容更新を行ったFAQ

このF A Qは「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

参事官（研究環境担当）付

電話：03-6257-1314

Q 1. エフォート管理されている者のみが対象となるのか。

A 1. エフォート管理以外の方法により勤務管理されている者も適用可能です。

時間単位や日管理で勤務管理されている場合、実施方法に沿って、日々の勤務管理において既存の記載・保管する書類に基づき、従事率を管理することとなります。管理方法として、以下の様式例を参考に適切に管理してください。

様式例 自発的な研究活動等従事状況管理表 (2000 年度) 研究代表者 殿													
プロジェクト名	〇〇プロジェクト												
活動期間	2019年4月1日 ~ 2020年2月28日												
氏名	〇〇 〇〇												
雇用形態	時間管理、日管理												
本プロジェクト内で行う自発的な研究活動等の承認時のエフォート率	〇%												
自発的な研究活動等従事状況 (単位：従事時間)													
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該プロジェクト (自発的な研究活動等を含む) A	130	140	135										405
うち 自発的な研究活動等 B	30	20	25										75
自発的な研究活動等の 当該プロジェクトに対 する割合 (%) C = B / A	24	15	19										19
※従事時間の根拠となる書類（従事日誌等）の写しを添付 2019年〇月〇日 若手研究者 所 属 : _____ 役 職 : _____ 氏 名 : _____													

Q 2. 自発的な研究活動等において、どのような場合、承認取消となるのか。

A 2. 研究代表者等が該当する若手研究者の自発的な研究活動等（以下、活動という）をモニタリングすることにより、必要に応じて、実施状況を把握し活動を支援するとともに、承認された活動が適切に実施されるよう助言を行うこととなります。

承認された活動内容と実際の活動内容が異なる場合、活動していることが確認できない場合、承認されたエフォート率（従事率）に対し、大幅に異なる場合等においては、所属研究機関は、研究代表者等と相談のうえ、若手研究者の活動が適正に実施されるよう是正させることができます。なお、是正を促したにも関わらず、是正されない場合は、活動を中止（承認取消）させることができます。

Q 3. 若手研究者の自発的な研究活動等の成果に対する責任は、どのようになるのか。

A 3. 若手研究者による自発的な研究活動等の実施やその成果の公表等に係る見解や責任は、原則、若手研究者自身に帰属します。ただし、若手研究者の所属研究機関と当該若手研究者の間で事前に交わされている取り決めがある場合は、それに従ってください。

Q 4. 変更承認申請書は、どのような場合に提出が必要となるのか。

A 4. 若手研究者の自発的な研究活動等の内容（エフォートを含む）が変更になる場合、変更承認申請が必要になります。ただし、以下の場合は、変更承認申請の必要はありません。

- ・他の研究費を獲得する活動について、金額の査定等の研究費支出元の都合による金額の増減があった場合
- ・他の研究費を獲得する場合について、当該研究費のルールにおいて軽微な変更として申請を要しないとされている変更を行う場合

Q 5. 自発的な研究活動等を実施するに当たり、他の研究資金に応募する場合には、承認申請手続はどの時点で行う必要があるのか。

A 5. 原則として、承認申請手続は他の研究資金に応募する前に行ってください。ただし、所属研究機関内での規程等の整備状況によっては、承認申請手続は採択後に行うことも可能とします。その際にも必ず、他の研究資金に応募する前に、自発的な研究活動等を実施することについて、研究代表者等に相談し、了承を得ておいてください。

Q 6. 承認申請書は毎年度提出する必要があるのか。

A 6. 「自発的な研究活動等」について複数年度の活動を承認されている場合には、毎年度提出する必要はありません。

Q 7. 自発的な研究活動等の承認申請手続において、年齢の条件が適用されるのは承認申請時点のみか。それとも自発的な研究活動中は、期間を通して年齢の条件を満たしている必要があるのか。

A 7. 対象者の年齢の条件につきましては、各競争的研究費制度において定めるルールに従って対応する必要がありますので、雇用されているプロジェクトの配分機関に確認してください。

Q 8. 若手研究者の所属研究機関と自発的な研究活動等の実施研究機関が異なる場合、当該自発的な研究活動等により生じた知的財産権の帰属先は、どのようなになるのか。

A 8. 若手研究者による自発的な研究活動等により生じた知的財産権の帰属については、若手研究者の所属研究機関と自発的な研究活動等を実施する研究機関が異なる場合は、所属研究機関との雇用契約、及び自発的な研究活動等を行う研究費のルール（事務処理要領等）をもとに、帰属先等の決定を行ってください。